

要配慮者利用施設の浸水・土砂災害対策を 支援します！

対象拡充！！

近年激甚化の傾向がある自然災害に備え、災害時に高齢者施設や障害者施設等の施設利用者の安全を確保するために行う施設の浸水・土砂災害対策を補助します！

補助対象者	<u>地域防災計画に位置づけられた水防法または土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療施設）</u>
補助対象費	浸水区域・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設支援に資する経費のうち、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
補助率	3/4（1施設あたり、60万円未満）

例えば、こんな物に活用できます！

①ハード整備	<ul style="list-style-type: none">・ 止水板・ ビニールシート・ 救命胴衣・ 止水板設置・ 施設利用者の避難に係る施設の改修（スロープ） など	<ul style="list-style-type: none">・ 土嚢・ 排水ポンプ・ ストレッチャー・ 浸水防止壁設置
②ソフト対策	<ul style="list-style-type: none">・ 避難確保計画の策定経費（委託等）・ 避難訓練計画の策定経費（委託等） など	

※購入した資材用の倉庫や備蓄食料等は対象外です。

【お問い合わせ先】

静岡県健康福祉部 政策管理局 企画政策課 企画班

電話番号：054-221-3357、2363 FAX：054-221-3264

メールアドレス：kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

【浸水区域・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設 支援事業費補助金】手続きの流れ

申請者

静岡県

①申請資格確認書の提出※

②申請資格確認書の内容確認
(県→市町(確認)→県)

④補助金交付申請書類一式の提出※

③補助金交付申請提出の依頼

⑤補助金交付申請書類の内容確認

⑦資材等の購入、納品、支払い

⑥補助金の交付決定、通知

⑧実績報告書類一式の提出※

⑨実績報告書類の内容確認

⑩補助金の交付確定、通知

⑪請求書の提出※

⑫補助金の支払い

※ 施設所在地を管轄する県健康福祉センターに提出をお願いします。

施設所在地	提出先		
	健康福祉センター	住所	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター福祉課	下田市中531-1	0558-24-2055
熱海市、伊東市	熱海健康福祉センター福祉課	熱海市水口町13-15	0557-82-9117
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部健康福祉センター福祉課	沼津市高島本町1-3	055-920-2080
御殿場市、小山町	御殿場健康福祉センター福祉課	御殿場市竈1113	0550-82-6687
富士宮市、富士市	富士健康福祉センター福祉課	富士市本市場441-1	0545-65-2647
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部健康福祉センター福祉課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9276
浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	西部健康福祉センター福祉課	磐田市見付3599-4	0538-37-2251